

津藩史稿 第七卷

凡例

翻刻にあたっては、原史料の意味を損なわない程度に、以下のように取り扱っています。

- ・段落はなるべくそのまま再現するようにしましたが、改行位置は必ずしも原史料とは一致していません。
- ・漢字は原則として常用漢字を使用することとし、旧字などの異体字についてもなるべく標準的な字体に改めています。
- ・変体仮名や合字は平仮名に改めましたが、主に引用文中で助詞に用いられている漢字は原文のまま表記しています。
- ・誤字・当て字は原則としてそのままとしています。
- ・書き損じと思われる箇所は■とし、「(ママ)」を付しています。
- ・判読できない文字は□もしくは「」で表記しています。
- ・欄外等に記された補足は文字のサイズを小さくして表記しています。
- ・図については省略しました。

翻刻および注の作成にあたっては、以下の資料を参考にしました。

- ・『藤堂姓諸家等家譜集』林泉／編著 林泉 一九八四
- ・『公室年譜略』上野市古文獻刊行会／編 清文堂出版 二〇〇二
- ・『藤堂高虎家臣辞典 増補』佐伯朗／編 「佐伯朗」 二〇一三
- ・『漢和中辞典』貝塚 茂樹ほか／編 角川書店 一九七八
- ・『字典かな 改訂版』笠間影印叢刊行会／編 笠間書院 一九八五
- ・『くずし字用例辞典』児玉 幸多／編 東京堂出版 一九九三
- ・『日本国語大辞典』小学館国語辞典編集部／編 小学館 二〇〇〇―二〇〇二
- ・『新漢語林』鎌田 正, 米山 寅太郎／著 大修館書店 二〇〇四
- ・『大辞林 第三版』松村 明, 三省堂編修所／編 三省堂 二〇〇六

第十六節 渡辺勘兵衛の逐斥

第十七節 日光廟造営

1 家康の薨去

2 日光造営奉行

第十八節 公武合体

第十九節 上野東照宮造営及法親

玉の降請

第十六節 渡辺勘兵衛の逐斥

渡辺勘兵衛は八尾戦最後の大勝を博せし勲
労者なりしも、高虎は彼が自ら全うして敢て
高刑等の覆没を救はず、加え強梁自ら持し、
屢軍令に反抗せしを悪みて之れを賞せず、勘
兵衛は昂然として少しも反省の色なかりしか
ば、九月に入りて高虎は遂に其の禄を没し其
の家宅を収めたり。勘兵衛は退去に際して其
の兵に武装せしめ、槍は穂を露はし、火縄に
は点火し、弓には弦を張りて恰も出陣の行装
の如く、白昼堂々として上野城下を行進せし

かば、渡辺に不快の念を抱ける藩士は之れを聞きて皆大に怒れり。宗国史には凱旋後勘兵衛が自ら疑懼して累りに致仕を請ひ、報を待たずして退居せりと記し、聿修録には致仕を許し、且他家に筮仕することをも許せしに、勘兵衛は敢て辞別せず、却て不穩の行装を為して退居せる旨を記すれど、孰れも其の証左なし。

わさと申入候然は先日御ぢきに如被仰渡候渡辺勘兵衛殿之義御せつかんにきわまり知行押へに被遣家をもあけられぬしはうだの郡へ被相越うらやの住ひにて可

一 「ぎく」と読む。うたがいおそれること。

在之候間内儀其御心得にて万事に御心持
御きつかいにて心付られ候へと内儀我等
より貴殿へわざと申遣由御意二候条如此
候万事御きつかい御心持尤候此使いそき
林齋へ云遣し可被召候此御返事御目にか
け候様勘兵衛御せつかん之儀いさる存い
たし候万事油断存まじき由可被仰越候恐

惶謹言

九月三日

竹 雲 判

梅勝右様

尚々今夜五作夜通に被仰遣候間さため
て○○いたされ可申候其心得尤候

勘兵衛御改易被成付而御書参候間持せ遣
候頂戴可在候向後書状之取替使者出入も
堅被成間敷との旨候間此御触へ判判御す
へ候て可給候則御前へ上り申候間其分御
心得可被成候い上

九月七日 梅原勝右衛門

勘兵衛名は了又一雄量、
綱とも記す夙に勇名を負ひ、又兵
術家を以て世に知らる。高虎は関原戦後、郡
山城を収めし時、増田長盛の客将として同城
に在りし勘兵衛の措置宜しきを得たるに感じ
て之れを招聘せしが、其の給禄二万石にして

遙に良勝、高刑等の勲旧を凌駕し、加え、長

「へんちゅつ」と読む。官位を下げ退ける。

子長兵衛守は別に三千石を給せられて、高虎

の妹藤堂長門に嫁して寡せし人に配せり。斯かりしかは古参藩

士中には勘兵衛に対して多少の反感を抱く者

ありしに、勘兵衛は冬役に新宮左馬介を逸し

てより軍略家たる倚信を毀損し、非渡辺派が

反目の氣勢は益昂進せんとするの傾向を生ぜ

り。此の氣勢を察したる高虎は、夏陣の部署

に於て彼れを貶黜一せしにも拘らず、六日払暁

の軍議には殆ど主宰の地に立ちしきへ心憎き

に、友隊の相次いで覆没し、多数将士の続々

戦死するを冷静に看過して、独り自ら最後の

功名を擅一にせしを見ては、彼に反感を有する

— ほしいままにするの意。

勲旧将士の義憤と憎悪とは既に極度に達せしことは明なり。仮令高虎にして中心勘兵衛に啣む所なしとするも、藩士の統御上、事茲に至りては最早彼を庇護するの途なきこと勿論なり。されば難波戦記などの俗書には、高刑、良勝以下の五将は、勘兵衛の独り重用せられて、勲旧将士の閑却せらるゝを憤り、夏役の初に一夕会飲輪酌し、俱に戦死して主君に思ひ知らせんと誓約せしことを記せるも、高刑と良勝とは敵の勇将真田、後藤等が最後の努力を加ふべき這次の戦には、到底生還の期し

難きを念ひ、淀城宿陣中に二人会飲訣別し、

— 「けんえん」と読む。満足するさま。

高刑の息女を良勝の子宗徳に娶すの約を結びて、予め後事を図り置きたりとの事実はあれど、勘兵衛に対する反情より高虎を怨望し、死して以て諷せんとしたるが如き形跡を存せず五将以下の戦死の動機が勘兵衛に閑せざるは明なれど、さりとして戦死者の一族従属が勘兵衛に釈然たらざるも亦明なれば、津藩に於ける勘兵衛の存在は、士心の安定を攪乱する直因たるを免れず、高虎が彼に対して最後の処分を加へたるは、自ら勘兵衛に慊焉^一たらさるものありしとはいへ、実は最も多く此の点

に考慮する所ありしなり。

一 「じよせつ」と読む。くどくどと述べる。

勘兵衛は上野を出でて宇陀郡に入りしが、やがて近江の阪本に寓して睡庵菴又水と号し、水菴覚書を著して八尾の戦状を叙し、苟も死所を失せりと評せらるゝ上は、假令旧主なりとも敢て仮借する所なく事実を表白して、渡り奉公人たる自個の終生の汚辱を洒がさるべからずとて、縷々数千言を列ねて反覆絮説一し、六日の戦に於ける自個の先見六ヶ条、同軍功四ヶ条を列举し、次に高虎が軍略を誤りし失点十ヶ条、高刑、良勝が戦敗を取りし過失三ヶ条を指摘し、最終に高虎が憤怒せし原因五

ケ条と、其の憤怒の一も理由なきことを説明

一 「べんばく」と読む。他人の説に反論して言い破ること。

し、筆端辛辣を極めて少しも忌憚せず。此の書勘兵衛が五十四歳の時著すといへば元和元年退去後直ちに筆を執りしものなり。写本として広く俗間に伝播し、後には続群書類従にも収録せられ、世史の大坂戦を記するものにして、材料を之れに採りし形跡を有せざるは希れなり。後代に藤堂出雲家第六代の主たりし高文天明四年六十五歳にして没すが、尾張侯の下問に応すべく元和先鋒録を著すや、藩士諸家の勤書に徴して精査尋究し、睡菴記の虚妄を一弁駁するの点に於て特に精力を傾注せり。同書が勘兵衛に

対して下したる断案は次の如し。

渡辺勘兵衛帰陣の刻より暇相願候へとも
差留置候処強く申立候二付首尾好く暇遣
し候然る処今度国許立ち去り候仕方不宜
二付追而他家奉公差構申候 勘兵衛前年
冬住吉表に於て不調法の義有之左の先手
は取上げ翌年出陣には中備の先手申付候
然る処達而断り申候二付藤堂宮内中備の
大将には渡辺長兵衛相加り勘兵衛儀は長
兵衛に差添罷越候趣二御座候 右に準し
何と拗ねたる儀共有之候へとも八尾にて
二の見の事勘兵衛鼻取り候て長曾我部を

喰ひ留め平野追撃翌七日の合戦に首数多
取候故右の功を以て其儘召使候存念に御
座候処心掛りの儀有之故か帰陣の後早々
暇の願差出候儀と相聞え候　され共和泉
守一応にては聞届不申其儘相勤候様にと
申聞候へ共再三相願候により首尾好く暇
遣し何方へなりとも勝手次第奉公可致旨
申渡候　然る処何と存候や上野屋敷引払
候節家来共手々に槍を提げ鉄炮に功火縄
取添へ出陣の如く出立ち長田川原より笠
置へ掛り立去申候　和泉守大に立腹諸家
へ奉公差構候旨追て申付候　右勘兵衛心

掛と申候は既に前年も間違の儀有之 其
上五月六日早朝勘解由と同じく仁右衛門
手の横槍を致し候は、其場の都合何方迄
も可宜の処置を替へ穴田堤を越え川原に
出て相戦ひ細井主殿其外の援兵を以て危
き所を踏こたへ候儀一の心掛りと相見へ
候其以後敵久宝寺町へ引入候節堤の彼方
に旗差物立置きたる故これに欺かれ追撃
の期を延ばし沢田但馬 山田次郎太夫等
が乗り込みたるを見て初めて人数を促し
申候故手後れと相成候 山中城の先登に
て天下に名を得し勘兵衛が事なれば藤堂

出雲 渡辺掃部其外年若の者共此場の見
合勘兵衛功者を頼みに存居候処斯様の仕
合にて人に先をせうれ何れも無念至極と
申候より人々の心離れ其後は梅原勝右衛
門 藤堂式部杯を家中の者奔走いたし勘
兵衛方へは武辺の指南相願候者次第に薄
くなり候故口惜しく可存事二候是れ二の
心掛りと相見へ申候……
右勘兵衛不都合の様子相考候二只今にて
は一向合点不参儀多く候二付種々愚按を
運らし相考候趣左に記し申候

第一は早朝仁右衛門勘解由同様に相働か

さる儀は右に申す如く何かと拗ねたる意
地を立て他の人数を雑へす一手限にて抜
群の高名可致と存したるにて外に仔細は
あるまじく相考候

第二は川原表にて戦ひ候者共渡辺長兵衛
内海左門長屋若狭玉置太郎助梅原頼母な
と何れも退口甚た六かしき様子二候へ共
勘兵衛は二万石を領し自分の騎馬三十疋
足輕鉄砲五十挺其外歩武者多く同勢三百
許も召連候へは日頃の勇氣と申し意志に
かゝり戦候は、左様の退口には相成申ま
しく別て不審に御座候これは其節一所に

相働き候細井主殿自筆の記録に書載せ

又長兵衛家譜にも八尾川原にて父勘兵衛
馬印見かけ道を廻り堤を乗り上げ候へば
勘兵衛馬印は早や堤を下り候と記したる
所即ち此引口にて御座候右の意味勘兵衛
前かた増田右衛門尉方に罷在候へは此節
萱振へ罷出候増田兵部は右主の子息に御
座候もしや兵部萱振にて一戦を遂げ候処
へ仕合悪敷候に付方角を替へ八尾へ志し
て此の川原へ向ひ来り候かと見かけ候哉
勘兵衛とても旧君の好を存し候は、討取
るには忍ぶへからず候………右の意味

にて地理不宜など申立一先此口を緩め候
儀と相見へ申候……

第三は八尾にて喰留睨み合ひたる節追付
の期に後れ候儀別て油断なる儀心得かた
く候へ共余人覚書何れも右之通に候へば
其段疑ふ所無御座候 是亦増田兵部一所
に引取候儀故余人は格別勘兵衛自分の手
より一番に追崩し候儀迷惑に存し暫時見
合せ候哉と相考候…… 扱歸陣後批判
不宜人々の礼遇も衰へ候事如何はかり無
念に存候得共其節の余儀なき心底打明し
候は、江戸表御沙汰に相成御疑を蒙り主

人よりも咎を受け可申と元来多慮なる性質故別て心底難解是非に及はす暇を乞ひ候儀と相考申候：：

右の三ヶ条は慥なる書伝も無之全く推量に候へ共斯様の無拋訳合も有之候て数年の後其意味相分り候節も有之候哉土井大炊頭殿より和泉守へ勘兵衛勘気差赦被申候様にと御挨拶有之猶又南光坊大僧正金地院伝長老も格別に懇情を尽し取持御座候より和泉守儀も元来其方を惜み罷在候事故終に其儀に従ひ勘気差赦し候のみならず当家へ歸参いたし候は、前の如く二

万石の領知可遣其子供をも跡式無相違相
立可申又讃岐生駒家へ後見に罷越候は、
二万石の外に寄騎以下をも付可申と申候
へ共勘兵衛深く恥候処有之候歟病氣申立
歸参不仕五十四歳にて当家立去り候より
渡辺推菴と号し生涯浪人にて江州坂本に
幽居し寛永十七年七十九歳にて京都蓮花
王院の辺に於て相果申候 末子不誰と申
者勘兵衛一生の働共書記し子孫へ遺し候
一通土井大炊頭殿南光僧正其外諸家より
勘兵衛方へ贈答の書簡数通今に長兵衛方
に所持仕候 俗間に渡辺勘兵衛覚書と申

す書有之末に大阪八尾口の儀を自分一人
高名の様に書き做し 和泉守其外旧臣の
者共軍法未練の由甚悪口に及ひ候 これ
は浪人の後述懐し古主を恨み斯様の儀相
認候様に申触し候へとも書中矛盾の説多
く兵家の理にくらき申分も御座候へは自
作には難請取候坂本にて勘兵衛門弟共偽
作せしものと申す説も御座候 難波戦記
外俗間の記録多くは右勘兵衛覚書を正説
と致したる様に相見へ申候

高文は又別に八尾戦功弁を著はし、漢文五千
七百言に涉り、明勢、明忠、明姦の三節に分

ちて縦横に睡菴記を弁駁せり。今其の要点を
摘記すれば、

一 勘兵衛が八尾堤に敵と相持して高虎に兵
の発遣を求めしに、高虎は反対に勘兵衛
に退却を命したり。こは表面に勘兵衛を
押へて、其の実は次ぎ次ぎに繰り出した
るなり。即ち引上命令を齎らし来る幌武
者が其儘渡辺隊に加はり、渡辺の兵数を
増す様にせしにて是れ全く高虎の権略な
り。勘兵衛は徹頭徹尾之れに気付かずに
過ぎたり。

二 勘兵衛の平野追撃のことは根もなき事に

はあらず、されど梅原勝右衛門書上に拠
れは、六日早朝彼れは井伊隊先鋒よりも
十五六町も先きに在りて木村重成の軍と
戦ひ、木村と井伊との接戦の頃には矢尾
に向ひ、矢尾堤に屯する長曾我部の北方
背後より銃丸を浴せ、敵の驚きて久宝寺
に入るに乗じて町の北方より放火し、西
の方より打破りて攻め掛け、北ぐるを追
うて天皇寺に進めり。此時勝右衛門の弟
頼母と安並三郎左エ門の外は戦友の来る
者なかりしとあり。さらは盛親の敗退は
梅原の爲めにして勘兵衛の力にあらず。

三大島右衛門作勤書に抛れば、同人及浅井、
嶋、吉川等五人は新七郎良勝の打死後に
戦場に馳せ着したり、此時敵は勝ち誇り
て大堤の彼方に在るを、五人は民家に潜
んで形勢を窺へり。暫くにして寂然とし
て物音なければ屋根に登りて望むに、旗
印は堤の陰に植て並べたれど敵は一人も
なし。依て五人は馳せ進んで久宝寺方面
に向ひ、村の東口より入りしが、暫時に
して味方多く後方より来れりとあり。

四沢田但馬は久宝寺堤の東に至り、勘兵衛
に向ひて堤陰なる敵の多寡を問へは、其

の兵堤に上りて発銃せしに、忽ち堤陰の敵に殺されたり。故に敵の兵数は明ならずと答ふ。其時但馬の若党竹田喜七が堤上より会図せしかば、但馬は敵既に退けるを知りて、久宝寺の藁門に馳せ向ひしに、味方の一人誰かは知らず乗り躰えて中より門を開けり。中には五六十人の敵ありて頻りに防ぎしが、折しも味方の三方より殺到するに愕きて敵は潰走せりと云ふ。その三方より切り込みしは即ち梅原の隊なり。以上数人の勤書に照らすに、追撃の先登は勘兵衛の兵にあらず。彼れ

が追撃は全く機を失せるものにして、長曾我部は其の為にこそ命を全うして城中に遁け込みたるなり。勘兵衛の功名とは何時何処にての事なるや 疑はし。

五勘兵衛は久宝寺の追撃に、高虎だに後詰せられたらんには、其日直ちに城門に攻め入り、藤堂一手にて大坂を抜くべかりしと言ふ。大坂勢孤なりとても尚七万の兵あり。何とて手を拱きて城を渡さん。如何に軍事に暗きものとても渡辺の空言を信すること能はざる筈なり

後代の藩の史家は斯くの如く弁駁に力め、甚

しきは勘兵衛の人格を否難して枯骨に痛鞭を加ふる迄に至れるも、当事者たる高虎は在世の門に、未だ嘗て八尾戦績に付て勘兵衛に対して論争し、若くは論争せしめたる形跡を存せず。高虎は一時は勘兵衛を怒りしも、其の実は心より憎嫉して之れを見限りたるにはあらさりしが如し。勘兵衛も亦流石にさる者にして、多くの崇拜者を有し、強力の庇護者、同情者をも諸方に有せしが、就中深く彼に傾倒せし井伊直孝は為めに屢將軍に進説する所あり、勘兵衛は直孝を透して將軍の認識をさへ博するに至れり。

遠路御飛札恭存候扱渡勘兵衛殿にいとま
出申候由あまりの事にあきれ申候御状に
て候へ共いつはりと存候いつかたにかん
ひやう殿御入被成候哉承度候必々頼入存
候間可然御心得頼入存候以書状可申候へ
共御入候所をも不存候間無其儀候只今時
分にて候へは内知などのためにはにかノ
志き御事に候さりなから勘兵衛殿にい
とま出し申候人なとところには一時もい
らさる事にて候間さら／＼御出尤二候恐
々謹言

九月十四日

井掃部助 在判

小忠右様

尚々御入候所まで泉州いかゝと被仰候
事指向貴様御手からと存候委者面なら
ては不被申上候

内々従是可申入と存宇治田原に御入候哉
と承候へは左無之由申候門何方に御入と
と存候内々御報に罷成所存の外二候扱ハ
今程坂本に御入候哉御不自由なる御越年
察入存候如仰今度は江戸にても御尋御座
候ひつる間委しく申上候間御心安候又江
戸に御さし置候御証人春中御引越之由得

其意存候駿府にて安帯へ泉州拙者領内に
無御入様にと頼被申由帯刀殿御物語にて
承候委者春中何方にて成共以面万々積儀
共可申承候間御報ふ具候恐々謹言

極月廿七日 井掃部 直孝判

渡勘兵様 御返報

直孝の他の手簡には、『於御前も御噂申上候
き 於様子は可心安候……一両日中に罷上
候間於其他可申談候条不能具候』とあり。其
の勘兵衛の為に周旋に勉めしことを知るべ
し。

藤堂信家牒に曰く寛永の初め、台廟了の

名を聞き之を幕府に辟さんと欲す。有司

— 「すなわ(ち)」と読む。

曰く了罪を旧国に得たり、若し之を召さ

んと欲すれば宜しく先づ伊侯に諭すべし

と。台廟一迺ち有司をして公に告げしむ。

公以て家信に咨ふ。家信曰く盍ぞ応へて、

了敝邑に在るや養ふに二万石を以てせし

も猶意に満たず、今之れを幕府に挙くる

とならば、理当に四万石を与ふべし、然

らざれば臣敢て旨を奉ぜすといはざる。

公其の言の如くす。遂に禁錮の義に従ふ

と云ふ。

こは暗に勘兵衛の仕進を阻害せしにて、睡菴

覺書の結末に、『わきにも五万石、三万石の
且那は在之候へとも無理に御かまひ候へは不
及力候』とあるに参照して、高虎が勘兵衛の
進路を杜塞せしが如きも、そは大名たる態面
に於て已む能はざりし所にして、其の内心は
勘兵衛の才幹を惜しみ、其の自個に復歸する
を望むの意に出でしなり。高虎は深く彼の異
能を知るが故に、藩の事情彼れの復籍に適す
るの時に至りて之れを召返さんとし、僧天海、
崇伝、土井利勝、板倉重宗等の周旋に托せり。

態以内書□□申候息災候哉我等も大法会

無事相勤在府候可心易候然先年の異見に

こりはて打捨て候処泉州よりの内意共段々□□勘平方へ申渡候互の存分相捨可有帰参之由泉州より懇々内談候我等迄も一段感入候一度且那と頼方より如此の断はさすかと令感候間抛是非何分にも泉州次第としてかへり候は、表向土井大炊殿其外談候て急度使者も可差上候其意得候かし恐々謹言

八月九日

大僧正

天判

先般以内書申候定而可為参着候今般從泉州瓦解氷消候て被仰談候間此上は是非不有之候別而泉州心中感入候三ヶ条之義を

以承候間早々先以仏乗坊同道候て下向可有之候泉州之分別貴老の手柄此度相見候て各も感入候委申含候間不能巨細候恐々謹言

八月廿一日 大僧正天判

渡辺勘兵衛殿

覚

一近年は出入不通候雖然永可有義絶儀も無之候間泉州より不思儀二被仰候此度如前々歸参候而大学へ異見も候は、又其身の子共をも跡式無相違相立候はんとの事

一 讚岐へ後見ニ可被罷越候哉左候は、二
万石の外寄騎以下をも可被付由候事
一 惣別奉公之道於退屈は此方へ罷越我等
に相付其上泉州を始知音近付衆へも出
入不可有相違之旨候間何の申分も有間
敷候早々仏乗坊同心ニ乍勿論越し待入
候委者口上申含候間令略候恐々謹言

八月廿一日

大僧正天判

渡辺勘兵衛殿

返礼并勘平方口上の通具承届候雖然此度
は誰のつくろいも無之泉州発言にて前方
のうらみを捨てかへられ候様にと申事に

候就ては大炊頭殿も念入抛万事帰参可然
之由候間御合点候而可然候久々の浪人に
て万俄に難成候共先被下一往大炊殿へも
御礼候而可然候此度の儀は各泉州の心底
に感様ニ候是以貴公手柄之由御噂候必々
万事思案指置御合点所希ニ候我等も日光
山臨時之御祭礼ニ近日参候頓て又参府可
申と存候恐惶謹言

九月二日

大僧正天判

渡辺睡菴老

(追書略)

此の外に土井利勝、板倉重宗の手簡もあれど、

余りに煩はしければ略す。宗国史、聿修録と
もに、天海等が勘兵衛の落魄を憫むの余り、
高虎に復召を勧めて、遂に之を肯諾せしめし
如くに記せるが、仮令当初は然りしにもせよ、
後には高虎より彼の復帰を切望せしことは、
此の手簡の明に立証する所なり。勘兵衛は斯
く迄旧主の信任を得しにも拘らず、執拗なる
驕兒の如き態度を固持して終に応諾せざりき。
彼は標持する所甚高く、再び諸侯の門に趨走
して、漸くに固定せんとする家風と、藩士気
質とに局促するの不可能を知りたるにや、独
り高虎に復歸せざるのみならず、仮令数万石

一
ちぢまりせばまる。びくびくして恐れ
る。

を以て招かるゝとも、大名の家には断じて就かずとの決心を持し、左の文書を以て明言せり。

罷上候以来自然会津への事貴殿御肝煎候へと被仰候御かた於御座候今度泉州わつかの御さしつ被成罷下候は、是程被遣候へなととあなたへ御内証被仰遣候由承及候乍恐存寄も無御座候惣別何方へも大かたの御あてかいにては二度奉公は仕間敷と存覚語に候へは会津などへはたとへ五万石や六万石被懸御意候分にては罷越御奉公可申上とは不存候若重而貴殿へ被仰

付候御かた御座候は、此書状を乍恐被懸
御目候て可被下候不入儀ニ御座候へ共兎
角御手を不被付候様にと存申置候恐惶謹
言

十二月二十日 渡辺勘兵衛

小倉忠右様

宗国史には『了自慚旧悪謝病不出』と記し、
聿修録には『了自慚愧謝病不出』と記せり。
然れども勘兵衛には旧悪の自覚なければ、随
うて慚愧すへき筈もなし。当に然るのみなら
ず、自ら視ること益高くして、進んで幕府に
仕へて大名の列に入らんとの野心に燃えたり。

伝へ云ふ、高虎既に薨じて喪未だ除かざるに、
勘兵衛江戸に至り旗下の土村上二郎左衛門を
主とし、土井利勝、僧天海の推薦によりて仕
を求め、將軍既に内諾したれば利勝之れを高
次に傳へしに、高次は異議を固執し、怒りて
二郎左衛門に絶交書を送りしかば、二郎左衛
門窮して勘兵衛を東叡山の智樂院に移らしめ
しに、高次は輕卒を院の附近に遣りて、暗に
勘兵衛の出入を監視せしめたり。斯くて幕府
の任用も遂に沮止せられたれば、勘兵衛も遂
には断念して坂本に帰り去れりと。こは視聴
混雑録の記する所にして、高山実録には誤聞

なりと断ぜるも、決して無根の事実にはあらざるべし。傲岸自ら負む武略家も、三十八歳関原大戦までに地位を築かざりし不運は、茲に至りて遂に失意の人となりて、晩年を坂本の浪居に托し、寛永十七年を以て七十九歳の生涯を終れり。小幡勘兵衛、御宿勘兵衛と相駢んで、天下の三勘兵衛と謡はれ、兵術家として武器の製作に新意匠を出し、勘兵衛式と称して賞用せらるゝものありしといふの外は、彼には著しき遺績とはあらず。但し堀丹後守直寄は陰に之れを給養せりともいひ、一説

には松浦家の扶助を受けたりともいへば、晩
暮の空乏には幸にして免れたるが如し。

第十七節 日光廟の造営

1 家康の薨去

明くれば元和二年、高虎六十一歳の春を江戸に迎へて、元旦の内祝、二日の謡始に城中に列し、祝節を了りてやがて駿府に越きて前將軍の起居を候す。然るに正月廿一日家康放鷹して田中城に宿し、茶屋四郎次郎が説を聞きて鯛の油煮を多食せしが、其夜俄に腹痛して苦悶す。此の急報を聞きたる高虎は、金地院崇伝と共に馳せて病を候し、急使を走らして之れを江戸に報せり。家康の病は一時稍瘥

えて廿五日に駿府城に帰りしが、老体既に衰へて病魔遂に去らず、將軍秀忠馳せ至りて看護に勉めたりしも、荏苒一として癒えず、四月十七日に至りて遂に薨去せり。高虎は日々病を候し、又己れの邸内にて僧天下以下叡山の僧衆數十人を請じ、二夜三日の祈祷を執行し、又駿府の浅間社の井垣を再興して祈請を籠めたりしも、総て効なかりき。徳川実記に云く、家康病間に堀丹後守直寄を召して、我が亡後若し兵乱起らば、將軍の先陣は藤堂和泉守、二陣は井伊掃部頭之を奉るべし。卿は両陣の間に遊軍として機に応じて勝を制せよと遺命

一 「じんぜん」と読む。歳月がながびくさま。

せり。家康は又一日將軍秀忠と高虎とを枕頭に召し、秀忠に向つて高虎が往年伏見、大阪の事變に心を砕きて擁護に力め、爾來関ヶ原、大阪兩陣ともに無二の忠実を尽くせしを称揚し、酒を高虎に賜ひて盃を秀忠に属せしめ、輪酌二次にして家康之れを収め、高虎に小原真守の刀を給ひしかば、高虎は深く感激せり。四月四日、高虎家康の言に感して法華宗を改めて天台宗に歸せしかば、家康大に喜ぶ。

高山様天台宗に御成被成候仔細は権現様御他界の十日程前に権現様御寢間へ高山様を被為召高山様の手を御取被成数手の

忠孝御忘不被成候其外色々御懇ニ上意被
成候時高山様の御請に数年の御厚恩難有
奉存候又来世までも不相替御奉公可申上
と被仰上候へは権現様上意には宗旨替り
候間来世まで一所に被参候事は成間敷と
上意被成候左様に御座候は、今日より高
山様天台宗になり可申由被仰候へは権現
様御満足被遊候由に御座候その時御懸物
御茶入御拝領被成候即南光坊の旦那に御
成被成候事

伝へ云ふ、高虎は家康の宗旨異なればとの語
を聞くや、直ちに退きて井上重右エ門の馬に

鞭ちて、天海僧正を訪ひ、師弟の約を結びて天台宗の血脈を受け、引かへして家康に謁して之を告げたりといふ。此時重右衛門随従して亦血脈を受けて改宗す。故に特に願王寺に墳塋を設くるを許さるとぞ。西島留書に此時家康より遺物として四聖坊肩衝茶器、輝東陽の墨跡を受けたりといふも、茶器は之れより先き正月廿九日に受領せしこと国師日記にて明なり。扱此の改宗の事に因んで、後代には高虎と天海とが日光廟に配祀せられたりとし、左方の山王権現は天海、右方の摩陀羅神は即ち高虎なりと信じ、高虎束帯の姿にて侍し、

其の斗帳の裡には鳶の紋を縫へりなと、説く者あるに至れり。其の摩陀羅神が高虎にあらざるは勿論なれど、正保元年甲申四月、家康の遺命なりとて改めて幕令ありて、高虎の像を日光廟に配享し、東照権現の右側に侍せしめたりと云ふ。家康の遺骸は即夜神式を以て久能山に斂葬し、二十五日に將軍秀忠東歸したれば、高虎は其の翌日駿府を発して江戸に赴く。五月には令を藩に下して長田の西運寺に十日間法華千部を修行せしめて、大阪陣亡將士を吊はしめ、同時に津城寺町西来寺に於て、陣亡二十一人の霊を祭らしめたり。八月

には夫人一色氏津城に病没したれば四天王寺
に葬り、香火料として百石の地を給す。

2 日光造営奉行

野州日光山に小堂を建てて我亡霊を勧請するに於ては、必ず八州の鎮守とならんとは、四月二日家康の遺命せし所なり。秀忠此の遺命を奉じ、十月に入りて高虎及天海、本多正純等に命して造宮の地を相せしめたり。高虎は遍く山壑を踏検し、往昔源頼朝の常行三昧堂を造営せしといふ地、特に勝れたれば社殿造営の浄境とするに適せる由を復命す。やがてそれに定まりて、惣奉行は本田正純、造営奉行は高虎之れを命せられ、副役は日根野織

部正吉明、本多藤四郎正盛、山城宮内少輔忠久、

糟屋新三郎等命を受け、関東の大小名等助役して拝殿、正殿、附属堂宇、僧房を造営す。高虎教城院に宿して工を督し、更に真覚院を勩立して宿坊とす。元和三年春日光廟竣成せしかば、三月十五日久能山の柩を発し、四月八日を以て之を日光奥院の石窟内に斂葬す。高虎は去年十二月に帰藩して津城に越年し、元旦及二日の祝賀を行ひしが、やがて又江戸に赴き、四月十六日秀忠に随うて日光に詣り、正遷宮式に参列せり。

同五月日光造営の勞を賞して時衣白銀を賜はる。此月度会郡田丸の城邑五万石を加封せ

られ、旧に併せて三十二万九百五十石となる。
親筆留書に都合三十二万三千石となりしと記
するは。正高の受けし下総の米邑三千石を合
算せしにて、其の名実共に全く本封に合せら
れしは寛永後の事なり。田丸の旧名は玉丸と
称して神宮の御園なりしが、南北朝の頃より
武家の横領する所となりて城郭を築けり。慶
長の初年より稲葉蔵人之に居り、こゝに至り
て高虎に帰す。高虎九月田丸城を巡覧し、細
井主殿、加納藤左エ門、馬淵半右衛門等をし
て之れを守衛せしめたり。

覚

一本丸 南部藤兵衛

藤堂太郎左工門

一二の丸 加納藤左工門

赤林加蔵

一門わき共 来島衆

ノ

相残候一日一夜ツゝ番替可仕候

本丸 藤堂大蔵

一番 疋田兵左工門

森八蔵

舟藤茂左工門

荒川次左工門

佐藤安兵衛

二番 ㄨ

坂崎彦太夫

大野木角兵衛

杉谷猪兵衛

本山少左工門

山田茂兵衛

続谷三郎

三番 ㄨ

横田勘左工門

横井四郎右工門

豊島五兵衛

左治吉右工門

松本宅蔵

右本丸へ一日一夜替に可相詰候

一堀より内番火用心可申付候其外家をた

ゝみ置可申候よき家は番を置可申候事

一田丸詰夫に扶持方一日五合宛とらせ候

事

一掃除坊主三人にふちかたとらせ可申候

事

一入木入炭かねに仕可申候事

一竹時分きり候てよく候ハゝ是亦きらせ

城之内につませ置可申事

一町奉行火用心等之儀半右工門馬淵半右衛門念入

可申付候事

一其地ミ番等置目法度之儀半右工門藤兵

衛藤左工門両三人相談仕念入可申候其

地番衆も両三次第に可仕候ミだりの

儀は曲事ニ可申付候也

元和三年十月十六日 高虎印

翌元和四年十月高虎再び田丸城を巡視す。世子高次も亦尋いで巡覽して、それより神宮を参拝せり。

態申遣候明日大学其地へ相越候間下々共

に賄以下念を入可申付候参宮之刻は其許
に在候若者何も供仕候得と可申渡候十六
日十七日両日可為逗留候条可得其意者也

十一月十四日 　　いつミ

馬淵半右衛門殿

高虎が田丸を領せしは、元和三年五月より同
五年七月までにして、其間城郭の修理を行ひ
しことは、後の津城京口門が田丸本町口の門
を移せしなりとの古記に照らして明なるも、
其の詳細は伝はらず。元和五年七月十九日、
徳川頼宣遠江より紀伊に改封せられ、南勢田
丸、松坂の両城は其の領土に歸し、高虎は田

丸五万石に替へて城和五万三百石を給せらる。

其許城請取に水谷九左衛門今一人御奉行
今日爰元相立被越候いつれも念入帳面を
以引渡可申候人すくなにて迷惑可仕候ハ
ゝ来島衆を残置主殿はいつれも同道にて
津へ可罷帰候為心得先へ飛脚遣候急仕廻
可申候也

七月廿四日 　　いつミ御判

藤堂主殿殿

尚々城渡し候はゝ即其の日の日付にて
両人折紙を取此方へ為持可越候それに
て替地いそき請取可申候以上

勢州田丸の御城御本丸に南部藤兵衛藤堂
太郎左衛門祖父藤左衛門三人被召置候其
後田丸付五万石紀州様領と御奉行替御座
候時大分未進御座候其余之代官御志かり
被成未進米祖父藤左衛門に取立候へと被
仰付御仕置をも藤堂主殿介と兩人仕候御
所替の時分田丸引渡し津へ罷越申候事

（加藤藤左衛門家記）

田丸領移管の事由に付て聿脩録に記して云く、
紀侯初め遠江に封せらる。太神君薨する
に及んで併せて駿府を賜ふ。是に至りて
紀に移封す。侯其の僻遠を嫌うて曰く小

子幼より太神君に従うて遊田し、心常に之を楽しめり。嘗て聞く紀境は鶴少しと。敢て願くは改めて大坂を賜は、幸甚なりと。公其の旨に忤はんことを危ふみ、為めに往きて諭して曰く、夫れ大坂は豊臣氏君臣の焚死せし所、其の怒気未だ散せず。豈宗室の尊を以て不祥の地に居るべけんや。某嘗て粉川に居りしが、紀中実には鶴少し。今侯伊勢半州を併有す。其の地鶴尤も多し、尚以て未だ広からずとせは即ち鄙邑の原野悉く公の囿に供ぜん。亦可ならずや。某は獵を好まず。固より

長物のみと。是に於て遂に命を奉ず。因
て伊勢を以て尽く其の遊畋の場と為す。

和歌の浦の古歌はあれど、紀伊に鶴雁の少か
りしは事実なり。頼宣が之を籍りて辞したる
真意は別に在り。而も高虎の懇説によりて遂
に承服したれば、やがて替地の発令を見て城
和五万石を得るに至れり。

第十八節 公武合体

慶長十六年四月、後水尾天皇御即位あらせらる。天皇は後陽成天皇の第三皇子にして、御母は近衛前関白前久の女前子なり。此の女御には皇子多く在し、天皇の次は出でて前関白准后伊尹の嗣となり、信尋と称せらる。初め上皇の皇儲第一皇子を慶し給ふや、意を第二皇子八条宮に属せられしが、宮は一時秀吉の猶子となり、豊臣氏滅後に一家を立て給ひしなれば、之を儲宮とせんは然るべからずとて、公卿にも反対多く、家康も又之を阻みし

かば、上皇は止むなく第三皇子に譲位あらせられたり。されはにや御譲位の際、御譲渡しあるべき御書物 御道具の類をは仙洞に移して御宝蔵ありて、御引継あらせられず。天皇宸意安からず、御母女御より之を駿府に御内報ありしかは、家康は命を板倉勝重に伝へ、歴代の御宝器をば悉く禁裏に返送あらせらるべき旨を奏して、調停を図らしめたり。上皇には痛く此事を逆鱗あらせられ、一時は龍鳳諧調を闕かせ給ひ、家康に対して啣ませ給ふこと深かりき。僧天海周旋して遂には雲霧尽く晴れ、公武の親和を見るには至りしが、家

康は深く是に鑑むる所ありけん、公武の合体を一層鞏固ならしむる為め、禁裡に向ふて己が孫女を女御として入内せしめんと希望を抱き、慶長十七年九月に至りて之れを申出でたり。而るに朝庭には武家より女御を進めたる先例を存せず。承安元年平清盛の女徳子が後白河法皇の猶子として女御となりしことはあるも、將軍の女の直に女御となるが如きは先踪絶えて無しとて、議容易に調はず。高虎は藤原姓を称して近衛家を宗主とし、左府信尋と懇親の間柄なりしかば、家康の内意を受けて屢信尋に進説する所あり、斡旋甚だ力め

一 「せんしょう」と読む。先人の事績。先例。

たりしが、事遂に成功して慶長十九年四月に至り、勅使広橋大納言、三条大納言駿府に下りて、秀忠の女和子入内あるべき旨を内達せられたり。高虎が周旋の顛末を詳知すべき資料少きも、斯かる破格の大問題に対して、朝議の一決を見るに至る迄には、幾多の曲折を経たること勿論にして、高虎の尽力の容易ならざりしことを想像すべし。

∴∴女御入内之儀叡慮遲滞之処高虎公乃於紫宸殿玉簾前御大音にて被為諫上皇御殿も傾倒する計りなりきとかや 斯くて近衛信尋歸を以て叡慮御応諾之御内宣と

云々其後御入内之儀斉整有之と云々後來
近年に至つて高虎公之忠勤世に鳴たりと

云々……

(視聽混雜録)

こは伝聞を記したるなれば誤りなきを保し難
しと雖も、高虎は近衛信尋を透して周旋せし
のみならず、親しく謁して意見を進説し奉り
しことありしは事実なるべし。又藩鑑に収録
せる藤堂家譜には左の如き記事あり。

元和七年秀忠様の姫君様入内の趣御双方
御相談これあり然れども武家より立合の
御例式無之由にて滞り有之処高虎に仰付
られ御相談として京都に参る 此時主

上御直に奏聞の旨をも聞せらるべきよし
にて高虎を仮りに大納言に任せられ其装
束にて参内あり高虎を簾を隔て敕諭又敕
答申上る兎や角仰通せられて後は高虎簾
の内に入り主上御笑談もあらせられ候と
かく武家より入内御先例無之門調ふまじ
きにきまり候やうの敕諭に付高虎退座の
上五摂家其外公家衆へ向ひて先例を仰せ
られ候は、往昔武家のはからひとして武
家に御背き被成候天子をば左遷の例是れ
あり候我等関東より罷上り事調ひ申さず
空しく下るべき様無之候弥御同心御座な

きに相究り候はゞ恐なから天子へ左遷を
勧め此儀我等不調法に罷成候はゞ切腹仕
るまでにて候左様に御心得なさるべしと
て退出す即ち所司代板倉周防守へ洩達す
荒気なき体内へ公家衆周防守まで内談あ
りて御入内相調ひ高虎関東へ下着上聞に
達し大方ならす御感遊はさる

これにては市井の無頼漢が脅迫を試むると何
の異なる所なし。苟も將軍の使者として女御
入内を議するに斯くの如き野卑の言動に出づ
べき筈なし。況や簾内に闖入して御座を犯し
奉りしなど、癡狂失心の徒ならでは為し得ざ

る所、高虎が之れを敢てせりといふに至つては誣妄も亦甚だし。其の万乗の御位を傾けんなどとは、本来大義名分に明なる高虎の、夢にも口外せざるは自明の理にして、仮りに百歩を譲りて此くの如き言辞を弄せしとするも、苟も廢立を行はんとするに、高虎如何に死を決したりとて、独力に之れを遂行すべからざるは言ふまでもなければ、如何なる場合にも斯かる暴語を発し得る筈もなし。若し高虎が所説の如き脅迫と暴慢とを以て、露骨なる強圧により目的を達したりとせば、將軍秀忠如何に愚昧の主なりとするも、之れを感悦すべ

き筈もなし。されば斯くの如き記事は封建時

— はっきりしない。あいまい。

代の暗昧^一なる筆者が捏造したる臆説にして、
徹頭徹尾尽く虚妄なり。こは入内の議が既に
慶長十六年に予約成立せるを知らずして、元
和七年に於て忽ち発し、忽ち成りしが如くに
信せるに視ても明なり。尚之に類せる臆造説
に左の如きものあり。

藤堂和泉守智勇の事

寛永年中秀忠將軍の姫君入内の事に付御
名代として藤堂和泉守京都へ至りしに諸
卿評議の上本朝武家よりして中宮に被為
入し其例無之とて既に事行はれす 藤堂

が吾妻男のむくつけなるを若公達笑ひ置
りければ泉州素袍の袖をかゝけ高欄のも
とに大の目を見開き何今迄武家よりして
中宮に立ち給ひし其例なしとや既に建礼
門院は清盛の姫にあらずや生公家原事の
評議あしきとならば江戸將軍に達するに
及はず悉く解官して遠流死罪此の和泉守
高虎が計らはんと大音にて呼ひければ其
勢に恐れ評議一決して將軍姫君入内まし
まし東福門院と申奉りしは此の姫君の御
事なりき

是亦幕府全盛時代の想像説なり。斯かる挙動

を目するに智勇を以てするに視ても、筆者が
知能の程度と時代の思想とを知るに足るなり。
高虎が風貌の魁偉と語音の高きとは、自から
優柔なる長袖者流の驚畏を博したることは否
定し難きも、大義を忘れ名分を紊る言動なか
りしは弁する迄もなし。又宗国史に参考とし
て林家留書を引き、『大坂事平きて神君尚京
に在り、孫女を以て宮に入れんと請ふ。帝許
さす。以為らく皇室の故事に将家の女を納れ
て后と為せしことなしと。翌年神宮君病なる
とき公を顧て此事を遺托す。公力を竭して事
を済さんと保す。後公京に入りて近衛公に謁

し百方開説して成るを得たり』とあるも、亦
全く誤りにして、家康の生前慶長十九年四月
既に入内の沙汰を齎したる勅使の下向ありた
ること、徳川実記によりて明なり。

女御入内の事は右の如く既に決定したれど、
秀忠の女和子尚幼なれば未だ盛儀を行ふに至
らず。やがて元和五年となりて秀忠上洛の事
あり、五月八日江戸を発し廿七日伏見城に入
る。高虎は伊賀より笠置越を経て上京し、秀
忠を膳所に迎へて謁す。六月福島正則の封土
収公の事あり、高虎伏見城に於て其の議に参
与す。秀忠京畿に滞在すること数月、宮掖の

一
宮城。

内情を探知して女御入内を喜ばざる色を示せり蓋し天皇此時宝算一既に二十四歳に座し、四辻大納言公遠の女於与津局を幸して、皇子、皇女の降誕ありしを以て、秀忠は其の女の内一に先だち、斯かる事実あるに平ならず、加ふるに宮庭には万里小路前大納言光房、中御門中納言尚長、藪中将嗣良、堀川中将康胤等が、傾城、白柏子、女猿楽等を伴ひ来りて日夜□飲し、乱行極まりなしとの理由によりて、流罪又は幽閉に処したり。天皇は秀忠の此の態度に付て痛く宸慮二を勞せられ、先には関東の請を已むなく承諾あらせられし位置を転倒

一 天子の年齢。

二 天子の考え。

して、今回は皇胞弟なる近衛信尋を介し、高
虎によりて和子の入内決行を秀忠に懇請せら
るゝ外なきに至らせ給へり。

今度は藤堂和泉守種々懇切之儀共難謝次
第二候然者入内先々当年はのへられ候様
に粗承候　さためて我等行跡秀忠心にあ
ひ候はぬ故とすいりやう申候さやうに候
へは入内遅々之事公家武家とも以面目不
可然事に候条我等に弟もあまた有之事候
へは何にても即位させられ我等は落髪を
もして逼塞申候へは相濟事に候間必定入
内当年中は於延引ハ右之通相調候様に藤

堂和泉守肝煎候ハ、生々世々わするまし
き由申つたへられ候は、抔悦不可浅候や

九月五日

右大臣とのへ

こは宸翰なり。仮令真に御落飾の決意ありし
にあらずとするも、叡詞謙讓にして而も婉惻
奉誦に忍びざる次第なり。高虎は深く感激し
て將軍に説く所あり、將軍も今は釈然として
聖旨を奉ぜしに、此年は既に余日もなければ
とて、明年入内の事を決定せしかは、高虎は
之れを近衛信尋に報せしに、天皇には深く御
悦あらせられたり。

二十日の書中令被見候

一周防上洛候様子委細に聞候祝着候

一御きけんよく候よし先々珍重に存候

一其方書中の通

天子へ申上候へは一段と御満足の事二候いよ／＼うつくしく相調候やうにと

申遣候へとの事二候

一昨日はくさりの間にて八条とのふるま

ひ候て夜に入り候てまで大酒候つる

をりなから我も人も行儀あしき事はす

こしも候はす候つるまゝ可心安候

徳勝院宗林なとも参候つるき齋いちと

あつらひ候て参候はす候遠江かつてへ
みまひ候て一たんきも入候つるひんき
候は、よく、一札被申候て可給候
書もみまひ候てことの外きも入候つる
一毎度心に××いたし候て御ゆかしきの
みに候とかく、むかしをいまになす
よしもかなにて候

一 小性共何事も候はす候哉

一 来春はめてたく無相違かならす、御
上洛候へしめてたくかしこ

十一月廿九日

こ

泉
州

こは近衛左大臣の手簡にして、宗国史にき齋は即ち寄齋。三宅島の別号なり。遠江とあるは高虎の女婿小堀遠江守正一にて近江浅井郡小室の領主なり。周防とあるは周防原三郎とて京師の商人木津屋と号する者なるべし、宗林とは石川伯耆守が祝髪後の号なり。徳勝院と山岡図書とは詳ならずとあり。日本国民史に周防を板倉重宗とするは或は誤りならん歟。又此の頃武家伝奏勸修寺兼賢内大臣に昇進したるに、秀忠は其の公家法度に諸家の昇進は其の家の旧例に因るべしとあるに違背し、且幕府に下問なくして叙任せられしを非なりと

して抗議する所あり。天皇の御母中和門院近衛氏より高虎に向うて懇囑せられしかは、高虎は幕府に対して釈明する所ありて事なく局を結び。

天皇は高虎が女御入内の事を定めたる労を嘉みせられ、震筆御歌箋、治金の橘枝、勅製の名香、定家の歌軸及寮の馬を下賜せらる

御歌に云く

名にしおふは那橘はそれなから

むかしはかり乃にほひやはある

治金の橘枝は銀盤に盛り、名香は橘子五顆に香を盛り、寮の馬には虎皮を覆へる鞍を置き

たりとぞ。年譜及宗国史、高山公実録など此の賜を九月五日、近衛信尋の手簡と共に受けたるが如くに記す。されど忠勤録には

……秀忠公の命を奉じて高虎公は近衛右府信尋公両伝奏板倉周防守重宗等に示合され高虎公御参内ありて伝奏衆を以て其趣を主上御腹心に御奏達 然る上御入内御首尾能相調ふ 之に依り高虎公へ陽明家より辱も勅書を伝へ下され其上勅方の御薫 定家の歌書並に寮の御馬等御拝領

……

とありて頗る不透明なるも、視聴混雑録には

左の如く記して、女御入内後のことゝなせり。

女御御入内已後今上皇より高虎御拝賜印
子金之造橘俗称之ヲ打朶と其子実九箇使
之為香合也題之御製一首宸翰之白短尺一
片共に以近衛信尋被為成下也ト云々御製

詠

名にし負ふ花橘はそれなから

袖に昔の薫ひやはある

右各高次公之御代に頃年養性院公尼被為
進たりしを有以而高久公之宝珍と成畢ぬ

斯く区々にして孰れが信実なるを知らず。扱
明くれは元和六年、秀忠の女和子は五月八日

江戸城を出でて西上し、廿八日着京、六月二

一 「れん」と読む。はこ。

日従三位に叙せられ、同月十八日入内の儀式は前古未曾有の盛観を以て挙行せらる。装奩一の夥多なること、行装の美々しかりしこと、騶従儀衛の多かりしこと、有史以来絶えて無き所なれば、満都尽く瞠目せざるはなかりしとぞ。徳川実記に随従大小名の名を列記する中に、独り高虎の名を逸せるは偶之を漏らせるなるべし。

元和七辛酉年六月十八日御入内高虎御供

被仰付候今度御規式万端御都合能被為濟

高虎初中後骨打御取持仕候付為御祝儀従

禁中信国の御太刀一腰拝領仕候

高山公実録には『女御入内を元和六年とするは誤りにて、藩の記録及元寛日記に七年なりとあるを正しとす』と断せり。徳川実記には『入内記、寛政重修譜、松平山城守忠国伝、以貴小伝等此御入内を元和七年とするは誤なり。国師日記、舜旧記は当時の記録なり、皆六年とす。疑ふへからず』と特に記せり。今之に従ふ。又此の御入内に付て宗国史に記して云く。

相伝ふ王卿及宮嫗数人宮門の外に迎ふ

姫進んで曰く故事に女御入内には先つ妾

等をして盛容を窺ひ奉らしむ 願くは礼

の如くせんと(ママ) 公辞して曰く大將軍臣

に命すらく 女御は直ちに宮掖に入りて

至尊に謁せしめよと 未だ門外周視の令

を蒙らすと 生卿固く簾を掲げんと請ふ

公劍を按して輿を護りて曰く 非礼の礼

は奚ぞ故事を須るん 諸公必ず故事を挙

げんと欲せば 武臣豈独り黙するを得ん

やと 王卿宮嫗皆懼れて復た敢て言はず

直ちに輿を進めて内庭に抵ると云ふ

こは全く口碑に伝へし所なるべく、一も記録

の存するものなし。伝説は必ず誇張す 拝謁

の資格なき卑官の公家、宮女が女御を冊立
挙礼前に拝せんとするは、有り得べきことな
るも、その場合は威容儼然たる高虎が一言の
謝絶にて事足りたること明かなり。劍を按じ
て威嚇の言を発したりなどは、全くの誇張
なること弁する迄もなからん。

第十九節 上野東照宮及皇子

降請

上野東叡山の開基に付ては諸説紛々たるも、

要するに天海僧正が其の居住地たる喜多院武蔵仙波

の星野山無量寺が、江戸を去る一日程にして往来の不便

なるを病み、都下に一寺を建立して之れに住

み、且此の寺を以て関東天台宗の惣本山と為

さんと欲して、元和八年將軍秀忠に請ひしに

基づく。当時秀忠は圻然として之を許せしか

は。天海は勝地を効外に求め、江戸の東北な

る忍岡俗に上野といふの山色寂莫として林容の幽邃一なる

を認め、十二月將軍の允可を受け、翌九年西

一 「ゆうすい」と読む。もの静かで奥深い。

城殿舎の旧材と白銀五万両とを賜はり、寛永元年工を起して三年に竣成し、東叡山寛永寺円頓院と号し、関東天台宗の本山と為し、恰も王城の比叡山に於けるが如き地位を占めて、江戸城の鎮護、武運長久、息災敬愛、増益調伏の靈場と為せり。茲眼大師縁起 東叡山旧記抜書には秀忠の発意とし、富永家記には秀忠、家光が藤堂高虎、堀直寄と評議して之れを定めたりとし、落穂集には家光の発意なるが如くに記す。然れとも其の実は天海の発意建請に基きしこと明なり。扨本院の伽藍成りたれば、尾張義直は常行堂を、紀伊頼宣は法

華堂を起し、水戸頼房一切経の大輪蔵を建て、天海は自ら釈迦堂、多宝塔、三十番神其他諸堂を造り、諸大名争うて宿坊を起し、其の数二十に達せしが、高虎は寒松院を起したる外に、東照権現の社殿を茲に建設せんことを請うて許可せられたり。其の事由として普通に伝ふる説に云く、家康の病中、侍座せる秀忠及高虎天海等に対して、死後跡を日光山に□れて永く国家の守護たらんとの遺命ありしが、尚此の山内に一社を建立し、江城鬼門の鎮護、府内の鎮守と仰ぎて遺教の深旨を果たし、既に城中紅葉山には神廟の建立ありて、城中の

鎮護と崇めらるゝも、都下士民が参詣の便な
ければ、別に建社あること当然なるべしとい
ふに在り。天海に異議あるべくもなく、將軍
にも感悦ありて酒井忠世を奉行に任じ、寛永
三年に工を起し、四年三月に落成せり。酒井
忠世は石の大華表を寄進し、土井利勝は五重
宝塔并に鐘楼を営み、酒井忠勝は本地堂を建
て、堀直寄は祇園堂を、(ママ) ■永井信濃守は二王
門を建立し、其他大小名は石灯籠を寄贈して
輪奐一たる社殿となれり。神殿は大島右衛門作
及棟梁小田源三郎を水戸に派遣して東照社を
図写せしめて之れを模造し、京都知恩院の靈

一 「りんかん」と読む。建物が壮大で美し
いこと。

岩和尚を介して大仏師宗貞法橋に命じ、神像を敬刻せしめて奥殿に奉安せしめ、寛永四年九月十七日を以て正遷宮式を執行せり。

高虎と東叡山開創との関係に付て、藩内に伝へて一般に信せられたる説は、玉置覚書の左の記事に基因するが如し。

或夜権現様の御前に南光坊と高山様御伽あそばし御酒なども被召上御話志み申候上にて 両人の者あたに心得へからず此世は短し 必来世まで昵近し奉るべき由御錠也 兩人共に兎角の御いらへも志かノ、得不申上思召難有旨申上候 御他界

あそはし候已後南光坊へ高山様仰られ候
は 右の御錠中々わすれ置くへきあらず

江戸近辺を見廻し候に忍岡ほどの境地
なし われ此山を開闢一して権現様の御宮
を建立すへし 南光坊此山の開山になり
給ふべし 吾も御宮の傍に一院をしつら
ひ 身の後は其所に葬候へと申志置くべ
し然れは山の鎮守は権現様 開山は南光
坊 山の開闢人はわれにて此世計りの御
事にあらず 来世迄の御錠たち申かと存
するは如何と御内談あそばし候へは 如
何にも尤至極に候 日を択ひ公方様へ諸

一 「かいびやく」と読む。信仰の地として
山をひらくこと。

共に伺ひ奉るべき旨決定して窺ひ奉り候
へは尤至極に候 如何にも可然と御意下
り 御宮建立 其傍に寒松院を営み高山
様を葬りわれも此開山になり精舎次第ノ
ゝに繁昌して 今東叡山寛永寺と号し仏
法の地となる事ひとへに高山様の発起其
力によりて也 高山の年忌命日に廻向あ
たにすべからす 一山の坊主共よく覚え
末々迄伝ふべき也と大師度々仰られ候由
中海と申寒松院昌泉院かたられ 内記
十右衛門なども右之通りに語り申候 寒
松院はうしろ堅固にて谷中道の双方きり

ふさき鉄砲百挺計りもさし置候て御宮と
寒松院の境内には伊賀伊勢の勢入れ置き
何かの時の一奉公も成るべき所也と脇坂
淡路守殿へ御かたり被成候をうけたまは
り候と内記語り申候

宗国史祀典録は此説を祖述し、尚之を敷衍し
て、『因て地名を改めて上野と為し、清水門、
黒門あり、又車阪、屏風坂あり、蓋し伊藩の
地名に擬する也。号して東叡山寛永寺円頓院
といふ。先つ一院を創して廟の別当と為し寒
松院と号す。時に寛永五年なり』と記す。忍
岡が高虎の賜はりし別墅の地なりしことは疑

—
「ふえん」と読む。意味をおしひろげて
説明すること。

ふを要せされど、上野の称呼は伊賀の上野より出でしにはあらず、史徴墨宝考証に『永禄三年北条分限帳円城寺領分の条に十八貫二百二十文、江戸上野 又島津孫四郎領分の条五貫七百文、上野内法林院分とあれば、高虎の名づくる所に非ること明けし』とありて疑を容るゝの余地もなし。但し車坂、屏風坂等は上野城の地名に擬せしこと、他に異論なき所なり。又聿脩録には『十一月公在江戸割忍岡別墅建太神宮原廟旁置僧院掌香火□自建寿(くく)碑蓋依遺令之旨也台徳大君因与公謀遂就其他創寛永寺公献墅疆理改号東叡山以鎮良位初

塹号上野車坂清水黒門等名皆擬伊賀城邑今仍沿称之』と記せるも、こは既記の如く寛永寺先つ成りて、東照宮は後に成りし事実を顛倒せるものなり、東照宮の造営は、秘覚集には寛永三年よりとあり。平尾留書にも同じく寛永三年とあり。宗国史は四年丁卯四月原廟成ると明記す。聿脩録に従うて寛永三年十一月に成りたりとするも、寛永寺は同二年十一月には本院の伽藍既に成りたれば、東照宮の先きに成れりとの説は到底信拠すべきにあらず。高虎が忍岡の所有者たりしこと、天海と親密の関係を有せしとによりて考察すれば、東叡

山開創に付て高虎が何人よりも先きに、天海の交渉を受けしことは事実なるべきも、唯それ迄の事にして、他に特殊の関係を有せざるや明かなり。又高虎が家康の遺旨を啣みて東照宮を建設すべく発願せしといへるは、遺命に仮托して事の神聖を保たんとせし迄にて、其の本旨は家康在世中の恩義を報ひんとせし迄にて、他に何等の意図を有せしにあらざるべし。又高虎が寒松院を以て埋骨の地と為せしは、自個の別墅地なりし主なる理由とせし迄にて、若し其の他に何等の意図ありたりとせば、因て以て將軍家との関係を切実にして、

— 制度、または計画を立てて天下国家を治めること。

優越的地位を己が家係に享有せしめんとせしに外ならざるべし。藩政時代の記録は功を高虎に帰せしめんとするの余り、上野東叡山の開創を以て高虎の意匠に出づと為し、遂に法親王降下のこと迄も高虎の経綸一に基づくものとし、宗国史には『寛永中台廟請于天朝度皇子東下居上野鎮日光山公与其議』と記し、又

吁神祖の公と咸絶世の英雄なり 豈笠典

宗派の説に眷々たるものならんや 其の

終に東叡を開きて法王を請するの一挙を

觀れば 則ち深意の寓なる所蓋し見るべ

きなり

と記し、聿脩録には『又請邀皇子奉為東叡法親王世々相承亦公所建言也』と明記せり。而も是等の説には一も典拠あるにあらずして悉く皆憶断なり。抑も法親王降下を以て深意を寓せりとするは如何なる深意なるか、徳川時代に公然の秘密として一般に信せられたるは、万一の場合に擁立して天子と為し、以て京都に對抗せんととの秘策にして、是れ全く家康の賂謀なりといふに在り。或は又斯く迄極点に解せざる者も、尚諸大名の室家を江戸に在住せしめたると同じく、帝室よりの質子としての法親王を擁して、幕府存立の安固に資した

「いぼう」と読む。子孫のためにのこす
はかりごと。

りといふに在りて、孰れも幕府の反逆に関する予□行為なりとせるなり。所謂深意とは是等の謀略を意味するものと解する外なからん。

而して家康の最高顧問たる高虎が之れを献策し、若しくは参画せりとすれば、高虎は將軍ありて天子あるを知らざる乱賊の徒とならざるべからず。是れ果して信実なりや否や。抑も皇子降下のことたる、元和九年十二月九日、

天海が梶井法親王に贈りし書牘一に

一江戸東叡山取り立て頓て掛かるべく候

一皇子御誕生■(くく)重々々之に就き狂言乍ら

是非以来は皇子一人申し請くべきの事

一 「しよとく」と読む。手紙。書簡。

御年寄衆へも度々咄し申候其の御意にて諸事可申候 思召も自然は可為御満

是候……

とありて、天海が希望に出でし事明にして、其の主旨とする所は、皇子を以て巳が弟子として法統を継がしめ、親王門跡を関東に新興して比叡山に対抗し、以て巳が宗派を全国に赫耀せしめんと欲せしのみ事なり。幕閣は之れを容れて朝廷に奏請するに当り、別に意図を蓄へさりしや、否やは知り難きも、事は家康の薨後四年に在りて、家康に關係なく、同時に高虎にも何等關係を有せず。其の議に

与りといひ、公の建言する所なりといふは、根拠する所なき推断に過ぎず。人臣の汚れたる死体に向ひて導師となり、供養礼拝せられたる法親王の、還俗して天日嗣の高御座に就かせ給ひし前例なければ、之を擁立して京都に對抗せんなどは、少しく事理に通せる者の知らさる筈なく、大義名分に□からさる家康、高虎の斯かる愚計に出でさること明なり。されどこは国史上已に定論あれば、此の以上に細叙するの必要を感せず。但宗国史が前掲の如く記せしは、畢竟時代思想の然らしむる所にして、高虎に対する通俗の誤伝を其儘受

入れたる結果に外ならず。思ふに同史は既記玉置覚書の東叡山開基説より一步を進めて、高虎が皇子降請に参画せしと推断を逞しくするに至りしにて、当時の記録たる西島、平尾の留書等に皇子降請に触れたる記事なく、典拠すべき文書は一も存在せされは、臆測たることは自ら明なり。同史には『寛永中法親王東下の時、高虎之に参与し、生駒壱岐守が奉迎の爲め西京に出発するに当り、高虎は金千両を献して行装を助け、輿衛行囊は高虎之れを支弁し、其の時使用せし方中に円を□ける小幡は、今尚寺府に存す』と記せるが、尊敬

法親王後に守澄法親王
輪王寺宮の東下は正保四年九月にして、

高虎の薨後十八年の事に属し、奉迎の為め上洛せしは高家吉良若狭守義冬、寺社奉行安藤右京進重長なり。東叡山下着の前日、神奈川に効迎せしは、高家大沢右京亮基重なり。宗国史の記事の疎漏なること斯くの如くなれば。以て其の信憑するに足らざるを知るべし。聿脩録は宗国史に比すれば更に洗鍊を経たるものなるべきに、却て一步を進めて皇子を邀ふるは高虎の建言に基づくと明記し、層一層誤を重加したるは、抑も何の意なるか、今日より視ては殆んど解すべからざる事ともなり。